

## サステイナブルプラントの整備促進（地域活性化総合特区支援貸付事業）実施要領

### 1 目的

この要領は、豊田市が、総合特別区域法（平成23年法律第81号）に基づき、平成24年3月9日付けで認定を受けた地域活性化総合特区「次世代エネルギー・モビリティ創造特区」の総合特別区域計画に掲げる「サステイナブルプラントの整備促進（地域活性化総合特区支援貸付事業）」の実施について必要な事項を定めるものである。

### 2 通称

この事業の通称を「豊田市サステイナブルプラント整備事業費利子補給制度」とする。

### 3 定義

- (1) 「サステイナブルプラント」とは、創エネ・蓄エネ・省エネ機器や EMS（エネルギーマネジメントシステム）などのエネルギー設備を導入した事業所のことをいう。
- (2) 「創エネ」とは、太陽光発電、風力発電、水力発電などの再生可能エネルギーや燃料電池、コジェネレーションシステムなどによりエネルギーを生み出すことをいう。
- (3) 「蓄エネ」とは、蓄電池などによりエネルギーを蓄え、必要に応じて取り出して利用することをいう。
- (4) 「省エネ」とは、エネルギーの効率的利用を図ることをいう。

### 4 対象事業

次のいずれかに該当する事業を対象とする。

- (1) 環境に配慮した設備投資を行う事業
- (2) 環境配慮型システムを導入した事業所の増改築又は新設を行う事業
- (3) その他、事業所における系統電力への依存度の低減又は電力需要の低減若しくは平準化などの効果が期待できる事業

### 5 対象者

豊田市内において、既存の事業所をサステイナブルプラント化しようとする事業者及び新たにサステイナブルプラントを整備しようとする事業者を対象とする。

### 6 確認書の認定手続き

- (1) 総合特区支援利子補給金交付要綱（以下「交付要綱」という。）第4条第1項に規定する別紙2「総合特区支援利子補給金支給対象事業者の推薦申請書」の写しを受理したときは内容を確認し、交付要綱第4条第2項に規定する別紙3「総合特区支援利子補給金支給対象事業者確認書」（以下「確認書」という。）を交付する。
- (2) 確認書の決定区分は産業部長決定とする。

### 附則

この要領は、平成25年1月1日から施行する。